

# NPO 法人に係る税制優遇制度のお知らせ

京都府は、府民の社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動法人（NPO 法人）の税制優遇を実施しております。

設立から3年以内のNPO法人

府民税の均等割

税法上の収益事業を行わないNPO法人

手続不要

免除

年額

2万円

税法上の収益事業を行うNPO法人

収益事業に係る所得が赤字の事業年度

申請手続

不動産取得税



家屋の取得価格の

3%

(住宅)

4%

(住宅以外)

土地の取得価格の

3%

申請手続

免

※ 定款に記載された特定非営利活動に使用されるもので、前所有者から無償で譲渡されたものに限ります。

自動車税の  
環境性能割

自動車の取得価額の  
(登録車)

0~3%



申請手続

除

自動車取得税が廃止され、  
令和元年10月1日から創設

軽自動車税の  
環境性能割

軽自動車の取得価額の

0~2%



※ 定款に記載された特定非営利活動に使用されるもので、前所有者から無償で譲渡されたものに限ります。

くわしい内容(申請方法や申請様式など)は、京都府ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/npo/fuzeitokurei.html>



《お問い合わせ》

京都府 政策企画部 企画参事(中部担当・府民協働担当) 付

電話 075-414-4210

FAX 075-414-4230

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁日本館1階

または、お近くの広域振興局企画総務部企画調整室までお問い合わせください。